

令和 6 年度事業計画

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

I 基本指針

我が国経済は、緩やかに回復しており、企業収益は全体として高水準で推移しています。このため、雇用・所得環境も緩やかに改善しています。また、原材料コスト高の物価上昇に反映する形で、雇用者の所得も増加を続けると予想されます。

一方、少子高齢化が進展し、全国的に人手不足が叫ばれている中、労働力の担い手として、「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」の機会を確保し提供するシルバー人材センターは、重要な役割を担うものと期待されております。

当センターにおける事業実績については、厚生労働省「ガイドライン」による適正就業の厳格化や、新型コロナ禍の影響などにより、受託事業における受注金額は前年より減少しておりますが、労働者派遣事業の受注金額は増加しており、受託事業と労働者派遣事業を合わせた受注金額は、前年度を上回っております。ただし、令和 5 年度については、受託事業の事務費引上げにより、受託事業の受注金額は増額となっております。

また、正会員数については、企業の 65 歳までの定年延長が定着しつつある中で、ほぼ前年度並みとなっております。また現在、31 企業・団体が賛助会員の登録をいただいております。

当センターにおいては、令和 5 年 10 月 1 日から開始されたインボイス制度に対応するため、令和 5 年度から事務費率の引き上げを行いました。今後も「会員の拡大」と「就業機会の拡大」を図ることを最重要課題とし、魅力あるセンターづくりに向け、安全就業の徹底、会員相互の親睦行事に積極的に取り組んでまいります。

こうした中、「第 3 次 中期計画」に基づき、財政の健全化を図り、安定した事業運営が実施されるよう努めることが急務であります。

市や関係機関と連携を図りながら積極的な事業活動を展開し、会員数及び就業機会の拡大を行うとともに、引き続き経費の削減に取り組み、安定した事業運営が維持できるよう努めていきたいと考えています。

II 事業施策実施計画

1. 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

行政、事業所、一般家庭からの就業機会の開拓に努め、就業機会の提供に当たっては、グループ就業、ローテーション就業等を推進し、「仕事の分かち合い」に配慮する。

また、公共施設の指定管理者指定に向けて努める。

2. 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業
 - (1) 職業紹介事業
臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に紹介する。
 - (2) 労働者派遣事業
臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の範囲内において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき実施する。
3. 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業
 - (1) 技能開発講習会事業
各種講習会等を開催、就業に必要な知識・技能の習得、より広い分野での就業の機会に繋げ、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上ひいては活力ある地域社会づくりに寄与する。
4. 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業
 - (1) 社会参加活動事業
ボランティア活動を希望する高齢者を対象に、社会参加の一環として、公共施設の清掃・除草・剪定等を実施し、地域社会の活性化や環境美化に寄与する。
 - (2) 相談・情報提供事業
地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に努める。
5. 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業
 - (1) 就業開拓等事業
就業開拓専門員を配置し、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を生かせる就業の開拓を行う。
 - (2) 調査研究事業
シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行う。また、地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員の意識調査や健康づくりの推進に関する調査等を行う。
 - (3) 安全・適正就業推進事業
高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の徹底と健康管理の啓発活動等を行う。具体的には、安全就業研修会や交通安全講習等を実施する。また、高齢者の健

康管理のため、市の健康診断の受診を推奨する。

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センターの事業への信頼と理解が得られるよう、発注者となる市民や事業所等及び会員となりうる高齢者に対し、基本理念や事業の仕組み等を周知する。具体的には、市報、公民館だよりへの掲載、ポスターの掲示及びチラシ等の配布や、ホームページの充実・活用、ボランティア活動の報道依頼等を行う。